

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 1 0 日

各 都道府県
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和 8 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和 8 年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和 8 年 6 月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については 2 月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和 8 年 4 月及び 5 月分を申請する事業者は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和 8 年 4 月 15 日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和 8 年 6 月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は申請しない事業者が、令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和 8 年 6 月 15 日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。